

議 事 日 程

令和 7 年第 1 回浜中町議会定例会

令和 7 年 3 月 1 2 日午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 3 5 号	令和 7 年度浜中町一般会計予算
日程第 3	議案第 3 6 号	令和 7 年度浜中町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 3 7 号	令和 7 年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5	議案第 3 8 号	令和 7 年度浜中町介護保険特別会計予算
日程第 6	議案第 3 9 号	令和 7 年度浜中診療所特別会計予算
日程第 7	議案第 4 0 号	令和 7 年度浜中町水道事業会計予算
日程第 8	議案第 4 1 号	令和 7 年度浜中町下水道事業会計予算
日程第 9		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

(開議 午前 10 時 00 分)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第 2 議案第 35 号 令和 7 年度浜中町一般会計予算

○議長（落合俊雄君） 日程第 2、議案第 35 号の質疑を続けます。
第 10 款公債費の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで交際費の質疑を終わります。
次に、第 11 款給与費の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで給与費の質疑を終わります。
次に、第 12 款予備費の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで予備費の質疑は終わります。
次に、歳入、10 ページの第 1 款町税の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで町税の質疑を終わります。
次に、第 2 款地方譲与税の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで地方譲与税の質疑を終わります。
次に、第 3 款利子割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで利子割交付金の質疑を終わります。
次に、第 4 款配当割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで配当割交付金の質疑を終わります。

次に、第 5 款株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで株式等譲渡所得割交付金の質疑を終わります。

次に、第 6 款法人事業税交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで法人事業税交付金の質疑を終わります。

次に、第 7 款地方消費税交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで地方消費税交付金の質疑を終わります。

次に、第 8 款環境性能割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで環境性能割交付金の質疑を終わります。

次に、第 9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで国有提供施設等所在市町村助成交付金の質疑を終わります。

次に、第 10 款地方特例交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで地方特例交付金の質疑を終わります。

次に、第 11 款地方交付税の質疑を行います。

5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 普通交付税の関係です。

地財計画の伸び率の説明があったと思います。その伸び率と留保財源額が今どのくらいあるのか、そして、対前年度比 9000 万円の伸びですが、その理由とといいますか、伸びた原因について、あくまでも地財計画ですといえばそれまでだと思いますが、お知らせをいただきたいです。

次に、その下の特別交付税についてです。

特殊事情があった場合は交付されるということですが、2000 万円増えています。この増えた要因についても説明があったと思いますが、併せてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、予算書の 12 ページの地方交付税の関係で 15 ページに普通交付税と特別交付税の関係が記載されていますので、そのご質問にお答えいたします。

まず、地方交付税自体は、議員がおっしゃりますとおり、年末に国から示される地方財政計画を参考にしております。それによりますと、令和 7 年度において、国は交付税の伸びを 1.6% と算出しております。

本町については、まず、令和6年度の基準額を34億1000万円と割り出し、それに伸び率の1.6%を加算しました。そして、そこから留保財源ということで2.5%を差し引き、留保財源を8750万円としているところです。ですから、9000万円伸びた要因としては、地財計画の1.6%の伸びとなります。

次に、特別交付税について令和7年度において2000万円増額させていただいておりますが、新年度に地域おこし協力隊を7名採用するわけですが、協力隊に係る費用については特別交付税で措置される仕組みになっております。ただ、特別交付税については交付税総額の6%という枠が決まっておりますので、協力隊に係る費用全てが交付税で措置される確証がなく、その半額程度の2000万円を歳入では固く見込むという原則から、2000万円をオンして2億5000万円に計上させていただいた次第です。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 留保財源の額は8750万円ということで、説明では、前年度と比べて2.5%ぐらい増と聞いていましたが、それで正しいのか、確認したいと思います。

次に、特別交付税についてです。

歳入を見る上では固くということが原則だということです。ただ、今後、地域おこし協力隊が年度途中で増えた場合は増額の対象になる、算定の対象経費になると捉えてよろしいでしょうか、伺います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、普通交付税の留保財源の2.5%については、前年度と同じパーセンテージとなっております。

次に、特別交付税について、さらに協力隊が増員した場合というご質問です。

特別交付税の調査が10月ぐらいで、協力隊の費用が予算書に載っているかどうかというような調査が入りまして、その時点で採用が決まっている、予算化されているという場合には増額の数値に加算されると捉えております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで地方交付税の質疑を終わります。

次に、第12款交通安全対策特別交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで交通安全対策特別交付金の質疑を終わります。

次に、第13款分担金及び負担金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで分担金及び負担金の質疑を終わります。

次に、第14款使用料及び手数料の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで使用料及び手数料の質疑を終わります。

次に、第15款国庫支出金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで国庫支出金の質疑は終わります。

次に、第16款道支出金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで道支出金の質疑を終わります。

次に、第17款財産収入の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで財産収入の質疑は終わります。

次に、第18款寄附金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで寄附金の質疑を終わります。

次に、第19款繰入金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで繰入金の質疑を終わります。

次に、第20款繰越金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで繰越金の質疑を終わります。

次に、第21款諸収入の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 33ページの受託事業収入の関係で、公社営草地整備事業受託事業収入についてです。

受益者負担の25%ということで、5136万9000円の皆増になっていますが、この内容を、そして、事業も含めてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 33ページの公社草地整備事業受託主事業収入についてお答えします。

まず、事業目的は、安定した農業経営基盤の構築、酪農・畜産経営の体質強化のため、生産力の低下した既存草地の基盤整備を行い、生産性の拡大、品質の向上を図るものです。

事業内容についてですが、令和7年度から10年度の4か年事業となっております。

対象面積が530ヘクタール、対象人数が36名となっております。

財源については、先ほどお話がありましたけれども、国が50%、道が14%、町が11%、そして、受益者負担金が25%となっております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 35ページの一番下段の健康診査等負担金88万2000円につ

いてです。

前年度までは計上がなかった科目かと思います。これは自己負担分と捉えていいのかなと思うのですが、これは何に係っての道負担金の収入になのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、健康診査等負担金 88 万 2000 円について答弁を申し上げます。

この歳入については、歳出のときにもご説明があったのですが、後期高齢者を対象とした 75 歳以上の健康診査に係るものであって、この歳出の分は後期高齢者広域連合から負担金として財源措置されるものです。

特別会計に入っていない理由ですが、健康診査自体が一般会計で見ることになっているものですから、財源としての歳入は一般会計で見ます。その後、後期高齢者の特別会計のほうに繰り入れ、財源調整をするというような流れになっております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで諸収入の質疑を終わります。

次に、第 22 款町債の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで町債の質疑を終わります。

次に、各表の質疑を行います。

第 2 表債務負担行為の質疑を行います。

6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） 霧多布デジタルテレビ中継局更新工事についてです。

全員協議会の場での説明では、補助対象外で、これに充補される補助要綱はないということでした。さらに申せば、過疎債の起債の対象にもならない事業ということで、地方自治体が一般財源で措置するしかないということでありました。

多分、私どものまちだけではなく、こういう環境にあって共同アンテナ等を中継局に設けないと視聴ができない難視聴地域は日本全国にあるのだと思うのですが、そうしたことに向けての財源措置の要望はどういう状況になっているのでしょうか。

例えば、北海道にはどれくらいのそういう地域があって、町村会等の要望事項等に今後入れるのか、これまでも入っており、要望はしているけれども、なかなか措置がされないという状況にあるのか、説明をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えします。

テレビ中継局の要望の関係です。

実は、令和 5 年に北海道町村会として要望しておりますが、結果的には実現してし

た。なお、全国でこういった町村は数多くあります。そのことも含め、今後とも地道な要望活動をしていきたいと思っておりますし、釧路町村会もそうですが、全道的に積極的に要望活動をしていくといった統一見解を持っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで債務負担行為の質疑は終わります。

次に、第３表地方債の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで地方債の質疑を終わります。

これで議案第３５号の質疑は全て終わりました。

これから議案第３５号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第３５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

日程第３ 議案第３６号 令和７年度浜中町国民健康保険特別会計予算

○議長（落合俊雄君） 日程第３、議案第３６号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第３６号令和７年度浜中町国民健康保険特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億４４１万９０００円と定め、前年度当初より約６％、７０８０万７０００円の減額となります。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げますと、歳出１款総務費は国保事業の運営及び国保税の賦課徴収などの事務的経費で９９７万１０００円、２款保険給付費は診療機関に対する給付費や高額療養費、出産育児一時金などで７億１４３６万２０００円、３款国民健康保険事業費納付金は３億５８５６万３０００円、４款保健事業費は健康づくり事業、特定健診等に要する経費や医療費適正化特別対策事業に要する経費などで１９０２万３０００円、５款諸支出金は保険税還付金で１５０万円、６款予備費で１００万円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1 款国民健康保険税は3 億6 9 0 万5 0 0 0 円、2 款道支出金は歳出の保険給付費分の普通交付金と特別交付金分で7 億4 3 1 0 万3 0 0 0 円、3 款財産収入は国保財政調整基金の積立利息4 0 0 0 円、4 款繰入金は保険税の軽減分、保険者支援分、出産育児一時金分及び事務費分などで5 4 4 0 万2 0 0 0 円、5 款繰越金1 0 0 0 円、6 款諸収入4 0 0 0 円は、いずれも科目設定の計上であります。

なお、本予算につきましては、去る2 月2 1 日開催の令和7 年第1 回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいているところであります。

また、令和7 年度の保険税率等の改正につきましては、北海道の標準税率を参考として、地方税法等の改正と財政状況を見極めながら、所得が確定した後、6 月定例会においてご提案させていただきます。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては保険課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、令和7 年度浜中町国民健康保険特別会計の予算の補足説明をさせていただきます。

予算書の1 ページをお開きください。

議案番号を3 6 と、提出日を5 日と記入願います。

議案第3 6 号令和7 年度浜中町国民健康保険特別会計予算について補足を説明いたします。

令和7 年度浜中町国民健康保険特別会計の予算は、第1 条で歳入歳出予算の総額を1 1 億4 4 1 万9 0 0 0 円と定めようとするもので、第2 項では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1 表歳入歳出予算によるとしております。

2 ページの第1 表歳入歳出予算及び3 ページの歳入歳出予算事項別明細書は説明を省略させていただきます、説明の便宜上、歳出から説明いたします。

8 ページをお開きください。

歳出1 款総務費1 項総務管理費1 目一般管理費8 1 7 万1 0 0 0 円は3 1 9 万8 0 0 0 円の増で、共同電算化に要する経費7 5 2 万1 0 0 0 円は、1 2 節委託料1 4 4 万6 0 0 0 円は、北海道国民健康保険団体連合会へのレセプトなどの電算処理委託料、1 8 節負担金5 9 9 万8 0 0 0 円は、国民健康保険事務に係るシステム負担金で、国民健康保険保険者ネットワーク負担金、北海道クラウド運用負担金など、一般事務に要する経費6 4 万5 0 0 0 円は、8 節旅費3 6 万1 0 0 0 円は国保各システム操作説明会等の普通旅費、1 0 節需用費6 万8 0 0 0 円は国保管理に係る書籍の購入など、基金積立金5 0 0 0 円は国民健康保険財政調整基金利子積立金、1 0 ページの2 目国民健康保険団体連合会負担金4 9 万9 0 0 0 円は4 万円の減で、1 8 節負担金、北海道国民健康保険団体連合会負担金となります。

2 項徴税費1 目賦課徴収費1 1 4 万4 0 0 0 円は4 0 0 0 円の減で、保険税賦課徴収事

務に要する経費は、徴収業務用の公用車燃料費などの経費、納税通知書作成及び郵送料など、3項1目運営協議会費15万7000円は4万9000円の減で、国民健康保険運営協議会に要する経費は委員報酬及び費用弁償などとなります。

12ページの2款1項保険給付費1目療養諸費については、北海道参考値を基に算出、療養給付費6億1090万8000円は3206万2000円の減で、療養費264万3000円は9万円の減、診療報酬審査に要する経費211万5000円は5万円の増、2目高額療養費9243万6000円は897万8000円の減で、北海道参考値を基に算出、高額介護合算療養費15万円は前年度同額、3目移送費6万円は前年度同額、14ページの4目出産育児諸費500万円は150万円の減で、出産育児一時金1件当たり50万円の10件分を見込み計上、5目葬祭諸費33万円は12万円の減、6目傷病手当金72万円は前年度同額となります。

3款1項1目国民健康保険事業費納付金3億5856万3000円は3043万3000円の減で、北海道が算定した令和7年度分の医療分、後期分、介護分の事業費納付金となります。

4款1項保健事業費1目保健衛生普及費166万5000円は2万4000円の増で、健康づくり事業に要する経費は医療費通知、人間ドック健診助成、一般会計繰出金は国保加入者のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種経費相当分、16ページの2目疾病予防費49万1000円は85万9000円の減で、疾病予防事業に要する経費は40歳未満の若年検診委託料となります。

2項1目特定健診審査等事業費1072万6000円は13万8000円の減で、特定健康診査等に要する経費は特定健診実施等に係る関連費用相当分となります。

3項1目医療費適正化対策事業費614万1000円は19万4000円の増で、医療費適正化特別対策事業に要する経費は医療費適正化対策事業委託料外となります。

18ページの5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険税還付金150万円は、保険税過誤納還付金及び返還金で前年度同額となります。

6款1項1目予備費100万円は前年度同額、歳出合計は11億441万9000円で、前年度と比較し、7080万7000円の減となります。

20ページの給与費明細につきましては説明を省略させていただき、次に、歳入の説明をいたします。

4ページをお開きください。

歳入1款1項1目国民健康保険税は、3億690万5000円は2863万6000円の減、医療給付費分現年課税分2億443万3000円は2024万2000円の減で、北海道算定額から示された納付金に保健事業費等を加算、保険者努力支援分などの収入を減算し、収納率96%で保険税収納必要額として計上、後期高齢者支援金分現年課税分6718万9000円は638万円の減で、北海道算定額を計上、介護納付金分現年課税分3002万5000円は358万6000円の減で、北海道算定額を計上、医療給付費分

滞納繰越分 351 万 1000 円、後期高齢者支援金分滞納繰越分 120 万 8000 円、介護納付金分滞納繰越分 53 万 9000 円は前年度実績額の 85% で計上となります。

2 款道支出金 1 項道補助金 1 目保険給付費等交付金 7 億 4310 万 3000 円は 4108 万 8000 円の減、普通交付金 7 億 1364 万 2000 円は 4270 万円の減で、歳出における保険給付費に対応する交付金、特別交付金保険者努力支援分 1181 万 9000 円は 211 万 3000 円の減で、医療費適正化などの取組に対する交付見込み分、特別調整交付金分 296 万 3000 円は 16 万 7000 円の減で見込み計上、北海道繰入金 1299 万 8000 円は 356 万 4000 円の増で、医療費適正化及び収納対策の取組等に伴う繰入金、特定健康診査等負担金 168 万 1000 円は 32 万 8000 の増で、特定健診及び詳細健診の費用の法定負担分を計上となります。

3 款財産収入 1 項財産運用収入 4000 円は国民健康保険財政調整基金の利子分を計上となります。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金 5440 万 2000 円は 62 万 4000 円の減で、保険基盤安定繰入金軽減分 2400 万 7000 円は 202 万円の減で、保険税の 7 割、5 割、2 割の軽減分で北海道から示された算定額を計上、保険基盤安定繰入金保険者支援分 1581 万 7000 円は 135 万 7000 円の減で、保険税の軽減対象者に応じた財政支援分で北海道から示された納付金算定結果に基づいて計上、保険基盤安定繰入金（未就学児均等割分）153 万 1000 円は 11 万 6000 円の増で見込み計上、産前産後保険税繰入金 45 万 5000 円は 25 万 3000 円の増で、保険税の軽減見込額を計上、出産育児一時金繰入金 333 万 4000 円は 100 万円の減で、北海道から示された納付金算定結果に基づいて計上、事務費繰入金 897 万 4000 円は 310 万円の増で、歳出総務費などの事務費から国保財政調整基金利子分と北海道の特別調整交付金分を控除した額を見込み計上したものです。

6 ページの 5 款 1 項 1 目繰越金 1000 円は前年度同額、前年度剰余金は科目設定となります。

6 款諸収入 1 項延滞金及び過料 1 目延滞金は前年度同額を科目設定したものです。

2 項雑入 1 目第三者納付金、2 目返納金及び 3 目雑入はいずれも科目設定、受託事業収入につきましては一般会計へ移管したため、皆減となっております。

歳入合計は 11 億 441 万 9000 円で、前年度と比較して 7080 万 7000 円の減となります。

以上、議案第 36 号の補足説明といたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第 36 号の質疑を行います。

歳入歳出一括で行います。

5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 15 ページの国民健康保険事業納付金 3 億 5856 万 3000 円

についてです。

毎年聞いているのですが、北海道が市町村ごとの標準保険税率を算定し、その率を参考に市町村が税率を決定していくという流れだと思います。この納付金の額が対前年度比で3043万3000円減となっておりますが、その要因についてです。

また、納付金の額に応じた国保税を課すことになるわけですが、今年の確定申告がまだ終わっておりませんが、確定申告が終わった時点で浜中町の国保加入者の所得が確定します。そして、6月になってから税率を改正するというような運びになるわけです。現時点で昨年度の国保加入者の所得の状況などはまだはっきりはしていませんけれども、見込みとして3043万3000円が減額になっているということは国保税も下がるの見込みでよろしいのかどうかを伺っておきたいと思います。

そして、6月にならなくても、既に制度改正があれば、制度改正の内容が出てくるのかなと思います。例えば、7割、5割、2割の税率についても変わってくるのかなと思うのですが、今のところ、制度改正や限度額の改定という情報がないのかどうかを確認します。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、15ページの納付金の関連の質問についてです。

まず、国民健康保険事業納付金3億5856万3000円については、本年1月中旬に北海道から最終的に算定結果に基づいて公表された数字であって、令和7年度については納付金額の変更は年度末までございません。この納付金で1年間となります。

その上で、減った要因についてです。

算定根拠となる基礎数字というのは、かなりのデータに基づいて算定されるのですが、一番の大きな要因は被保険者数の減です。令和6年度当初で2051人の被保険者でしたが、新年度の納付金算定に基づく被保険者数は初めて2000人を切りました。1928人が納付金算定に基づく被保険者数になりまして、その数が減ったということがあります。

また、昨年10月に健康保険法の一部改正があって、社会保険の加入義務化の拡充がなされて、事業所数101人から51人以上の事業所へとなり、所得要件や就労時間要件もありますけれども、ほとんどのパートの方が社保の加入になるという見込みです。その納付金算定の基礎となる数字に基づき、被保険者数の減ということで納付金が算定されております。それが三千何がしの大きく減額になった理由だと伺っております。

次に、令和7年度の所得割の税率の関係についてです。

3番目の質問から先に回答させていただきたいと思いますが、本年2月7日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和7年4月1日から施行される見込みでして、その内容についてお知らせします。

まず、税率の関係ですが、限度額が変更になります。医療費分で1万円増の66万円、これが医療費分の税率の変更となります。そして、後期支援分が2万円の増で26万円、介護分は17万円の据置きで、令和7年度の限度額が3万円増の109万円になる見込みとなっております。それから、軽減判定に用いる数字も変わっておりまして、7割軽減は

据置きになりますが、5割軽減、2割軽減のそれぞれで算定に基づく基準額が変更になります。

これらが本年4月1日に改正される内容となります。

次に、二つ目の質問に戻りますが、5月に昨年の所得が確定し、その後、税率等を決定することになります。税率、所得割が上がるかどうかは、納付金など、様々な数字を用いて計算することになります。最終的な税率等が示されておりませんので、お答えすることはできませんが、いずれにしても、議員から以前にも質問があったとおり、なるべく負担を強いることがないよう、財政調整基金などを活用し、町民の方に重税感を与えないようにするなど、5月の国保の運営協議会に諮りたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 詳しく説明をしていただきました。

納付金については、お答えがあったように、もう確定し、変わらないと認識しております。

減った要因は被保険者の減ということのようです。社会保険加入者が多かったということで、当然、社保に入りますと国保から抜けるということですから減っていくということかと思います。

ちょっと聞き取れなかったのが、もう一度お答えをいただきたいのが、税率改正のところ。メモをしたいので、すみませんが、よろしく頼みます。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） 大変失礼いたしました。ちょっと早口になってしまいました。税率等の変更点です。

限度額の変更と軽減判定がありますが、一つ目の限度額の変更点について再度ご説明したいと思います。

まず、医療費分が現行65万円から66万円に1万円が引き上げられます。次に、後期支援分が現行24万円から26万円へと2万円の引上げとなります。介護分は据置きとなります。合わせまして現行106万円の限度額が109万円ということで3万円の増になります。

次に、軽減判定の7割、5割、2割のうち、7割は据置き、5割軽減と2割軽減に基づく判定の基準額はそれぞれ変更になり、これが今回の大幅な変更点になります。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 9ページの共同電算化に要する経費のうち、負担金、北海道クラウド運用負担金55万7000円についてです。

対前年度比で31万23000円の増となっております。

産前産後期間中の保険料の減免に係る手続というメモ書きをしており、要は、育児休暇を取得している方が増えたのかなと勝手に想像するのですけれども、どういうわけで30万円以上の増額になったのか、説明をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、9ページの共同電算化に要する経費のうち、負担金、北海道クラウド運用負担金559万7000円の内容についてご説明を申し上げます。

議員から産前産後のお話もありましたが、今回の大幅な増の要因としては、今、国保のシステムとして北海道クラウドを使わせていただいているのですけれども、令和7年度からガバメントクラウドというものに移行する予定です。この費用が大幅に増え、ガバメントクラウド移行に伴う構築費用分335万8059円が増の大幅な要因となります。

以前の議会での北海道クラウドとガバメントクラウドのことについてご答弁した経過を私は見たのですけれども、令和7年度に今使っている北海道クラウドからシステムが本格的に変わります。

なお、北海道クラウドからガバメントクラウドに移行する一つの理由ですが、まずはランニングコストが軽減されます。そして、セキュリティの強化があります。何より、こちらは国が推奨しているシステムとなります。移行する自治体と移行しない自治体はあると思うのですけれども、国保に関してはガバメントクラウドに移行する自治体が非常に多いと伺っております。

また、移行に伴う作業が終えた後についてです。

作業量が大幅に変わるものではないのですけれども、よりコストを下げながらクラウドの運用を図っていきたいということで、それが大幅な要因となります。

○議長（落合俊雄君） 1番三上浅雄委員。

○1番（三上浅雄君） 13ページです。

今回、国会でももめにもめ、二転三転して、最終的には高額療養費は現状のまま見送ることになりました。

高額療養費の本町での9243万6000円に該当した人は何名いて、一番もめていた多年度利用といいますか、3回以上になったら負担ということがテレビでもやっていたけれども、そういう方も何名かおられるのでしょうか。

また、私も、1度、高額療養を使ったことはあって、所得割がありましたが、現在、それがどうなっているのか、お伺いします。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） 13ページの高額療養費に関連するご質問です。

まず、本町の高額療養費を使われている方の数についてです。

令和6年度の療養費はまだ確定していないものですから、令和5年度の確定値でご説明を申し上げますが、人数ではなくて件数ですけれども、令和5年度は421件、この分で4440万円ほどとなっております。

次に、二つ目に議員からあった長期といいますか、多数回該当に当たる方がどのぐらいいるかについてです。

多数回該当の方については、延べ件数でいくと129件です。また、長期疾病分という

ものがあります。というのは、人工透析をやられている方がいて、2日に一遍、3日に一遍という方がいらっしゃるからで、それで分けているのですが、5年度末時点でそういった方が4人いらっしゃいます。

高額療養費全体で申し上げますと、令和5年度は約7208万846円ということで、高額療養費全体の給付費に対する療養費の割合は依然高い状態にあります。

ただ、多数回該当の直近12か月以内に4回高額療養費を当たる場合は軽減されます。段階的に所得割でそれぞれの自己負担額の上限額が定められているのですが、平均で申し上げますと、5万7600円から8万100円です。町民の方はこのどちらかに該当するのかなと思います。低所得者に関してはまだ低いのですが、一般的には自己負担額が上限額となっております。

報道等であったとおり、また、先週、私は、5番議員に対し、高額療養費、多数該当だけは見送られたという回答をしたのですが、先週の参議院の予算委員会で最終的には定率改正も見送るということで、全面的に見送ることになりました。

なお、秋口には新たな定率が示されると思うのですが、今のところ、今年度は高額療養費の引上げがないと原課では捉えております。

○議長（落合俊雄君） 1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） 全部を説明していただきましたし、質問をしても、国の決めていくことであって、町はそれに従ってやってくということになるのでしょうか。11月頃に定率について変更があるのかなと思いますけれども、十分に理解しました。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第36号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号 令和6年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（落合俊雄君） 日程第4、議案第37号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第37号令和7年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ8858万2000円と定め、前年度当初より約5.7%、480万6000円の増額となります。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げます。

歳出につきましては、1款総務費では、一般事務に要する経費などで119万2000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金は歳入の保険料及び広域連合職員の人件費などの市町村負担金で8729万円を計上するものとなります。

一方、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料では6348万6000円で、内訳は、現年度特別徴収保険料3654万2000円、現年度普通徴収保険料2668万円、滞納繰越分普通徴収保険料26万4000円、2款繰入金は2509万2000円で、内訳は、保険基盤安定繰入金で1935万7000円、事務費繰入金で573万5000円、3款繰越金1000円、4款諸収入3000円は、いずれも科目設定による計上であります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては保険課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、令和7年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を申し上げます。

まず、予算書の21ページをお開きください。

議案番号を37と、提出日を5日と記入願います。

議案第37号令和7年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算について補足説明いたします。

令和7年度浜中町後期高齢者医療特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を8858万2000円と定めようとするもので、第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるとしております。

22ページの第1表歳入歳出予算と23ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただき、説明の便宜上、歳出から説明いたします。

26ページをお開きください。

歳出1款総務費1項総務管理費1目一般管理費38万5000円は11万5000円の減で、一般事務に要する経費は会議出張旅費など、2項1目徴収費80万7000円は5万7000円の増で、保険料賦課徴収事務に要する経費は納付書、保険料決定通知書の作成、郵送費用などです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金8729万円は486万4000円の増で、北海道後期高齢者医療広域連合負担金として、広域連合の概算に基づき事務費負担分と保

険料負担分、保険料軽減に係る保険基盤安定分を計上しております。

3 款 1 項 1 目予備費 1 0 万円は前年度同額です。

2 8 ページの歳出合計は 8 8 5 8 万 2 0 0 0 円で、前年度と比較して 4 8 0 万 6 0 0 0 の増となります。

次に、歳入の説明をいたします。

2 4 ページをお開きください。

歳入 1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料 3 6 5 4 万 2 0 0 0 円は 8 5 万 2 0 0 0 円の増、現年度分特別徴収保険料は、北海道後期高齢者医療広域連合の通知に基づき、特別徴収分の概算保険料を見込み計上、2 目普通徴収保険料 2 6 9 4 万 4 0 0 0 円は 3 9 2 万 2 0 0 0 円の増、現年度分普通徴収保険料 2 6 6 8 万円は保険料見込額に収納率 9 8 % の計上、滞納繰越分普通徴収保険料 2 6 万 4 0 0 0 円は滞納繰越見込額に収納率 5 0 % で計上しております。

2 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目保険基盤安定繰入金 1 9 3 5 万 7 0 0 0 円は 8 7 万円の減で、保険料軽減分として一般会計からの繰入金を計上、2 目事務費繰入金 5 7 3 万 5 0 0 0 円は 9 0 万 2 0 0 0 円の増で、事務費繰入金は北海道後期高齢者医療広域連合が示す事務費の市町村負担分と歳出の事務費経費に係る繰入金を計上しております。

3 款 1 項 1 目繰越金 1 0 0 0 円は前年度剰余金で科目設定しております。

4 款諸収入 1 項雑入 2 項償還金及び還付加算金は、いずれも前年度同額で科目設定です。

歳入合計は 8 8 5 8 万 2 0 0 0 円で、前年度と比較して 4 8 0 万 6 0 0 0 の増となります。

以上、議案第 3 7 号の補足説明といたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第 3 7 号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 介護保険制度全般に関わってお伺いします。

この仕組みについては、7 5 歳以上の方と 6 5 歳から 7 4 歳で一定の障がいのある方が加入できる制度であり、2 年ごとに保険料が変わるということですが、令和 7 年度の保険料は 6 年度と全く同じと考えてよろしいのでしょうか。

参考までに言いますと、均等割額は年間 5 万 2 9 5 3 円、所得割率は年間 1 1 . 7 9 % 、賦課限度額は年間で 8 0 万円です。それから、均等割の軽減は 2 割、5 割、7 割とありまして、基準額 4 3 万円を基に、2 割軽減については 5 4 万 5 0 0 0 円の世帯の被保険者数、5 割についても基準割 4 3 万円と 2 9 万 5 0 0 0 円掛ける世帯の被保険者数、7 割については基準額 4 3 万円以下の世帯、このような区分で算定されると思いますが、これでよろしいかどうか、確認の意味で質問をさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、後期高齢者医療に関し、税率と保険料率の説明をいたします。

議員から詳しく均等割と所得割をお伝えしていただきましたが、その数字で間違いありません。

ただ、一部、所得の８０万円というところです。前年度の年金所得が８０万円で、介護保険料もそうですけれども、基準が８０万円を超えて８０万９０００円になりました。介護保険も後期もそうですが、所得判定に用いる８０万円という基準を８０万９０００円に今後改正する予定となっております。これは４月以降になります。

条例等の改正等の提案はありませんが、保険料率を算定する際の８０万円は、今後、８０万９０００円に改正される見込みだということです。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第３７号の討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第３７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

日程第５ 議案第３８号 令和７年度浜中町介護保険特別会計予算

○議長（落合俊雄君） 日程第５、議案第３８号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第３８号令和７年度浜中町介護保険特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ５億１０４５万４０００円と定め、前年度当初より約０．７％、３７５万６０００円の増額となります。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げます。

歳出につきましては、１款総務費は介護保険推進に要する経費などで６７０万５０００円、２款保険給付費は居宅介護サービス等給付に要する経費１億４１９８万３０００円、施設介護サービス給付に要する経費２億１４６２万円などで４億６０９２万９０００円、

3 款地域支援事業費は介護予防生活支援サービス事業に要する経費 1 1 2 0 万 4 0 0 0 円などで 4 2 2 4 万 8 0 0 0 円、4 款基金費は 2 万 2 0 0 0 円、5 款諸支出金は 5 万円、6 款予備費は 5 0 万円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1 款介護保険料第 1 号被保険者介護保険料 1 億 9 8 8 万 2 0 0 0 円、2 款国庫支出金は、1 項国庫負担金、介護給付費負担金 7 8 3 9 万 4 0 0 0 円、2 項国庫補助金、調整交付金 2 3 0 4 万 6 0 0 0 円などで 1 億 1 7 0 7 万 2 0 0 0 円、3 款道支出金は、1 項道負担金、介護給付費負担金 7 1 4 0 万 7 0 0 0 円などで 7 8 7 0 万 5 0 0 0 円、4 款財産収入は利子及び配当金で 1 万 1 0 0 0 円、5 款支払基金交付金は介護給付費交付金及び地域支援事業交付金で 1 億 2 7 7 8 万 2 0 0 0 円、6 款繰入金は介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、その他事務費繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金で 7 6 9 9 万 6 0 0 0 円、7 款繰越金 1 0 0 0 円及び 8 款諸収入 5 0 0 0 円は、いずれも科目設定での計上であります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては保険課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、令和 7 年度浜中町介護保険特別会計予算の補足説明をいたします。

まず、予算書の 3 0 ページをお開きください。

議案番号を 3 8 と、提出日を 5 日と記入願います。

議案第 3 8 号令和 7 年度浜中町介護保険特別会計予算について補足説明申し上げます。

令和 7 年度浜中町の介護保険特別会計の予算は、第 1 条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5 億 1 0 4 5 万 4 0 0 0 円と定めようとするもので、第 2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算によるとしております。

次の 3 1 ページ、3 2 ページの第 1 表歳入歳出予算及び 3 3 ページ、3 4 ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただき、説明の便宜上、歳出よりご説明申し上げます。

3 9 ページをお開きください。

歳出 1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 6 1 8 万 2 0 0 0 円は 3 4 9 万 4 0 0 0 円の増、介護保険推進に要する経費 4 9 2 万 7 0 0 0 円は 3 4 6 万 3 0 0 0 円の増、1 1 節役務費の手数料で主治医意見書作成手数料外 1 1 7 万 7 0 0 0 円、1 2 節委託料の介護保険事業計画策定委託料 2 7 3 万 5 0 0 0 円、介護認定審査会に要する経費 1 2 5 万 5 0 0 0 円は 3 万 1 0 0 0 円の増、4 1 ページの 2 項 1 目賦課徴収費 5 5 2 万 3 0 0 0 円は 3 万 7 0 0 0 円の増、介護保険料賦課徴収に要する経費は前年度同額です。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費 1 億 4 5 5 6 万 3 0 0 0 円は前年度同額、居宅介護サービス等給付に要する経費 1 億 4 1 9 8 万 3 0 0 0 円、居宅介護住宅改修に要する経費 2 8 8 万円、居宅介護福祉用具購入に要する経費 7 0 万円、

43ページの2目地域密着型介護サービス給付費4287万1000円は173万6000円の増、3目施設介護サービス給付費2億1462万円は416万7000円の減、4目居宅介護サービス計画給付費1741万円は43万4000円の増、5目審査支払手数料31万1000円は前年度同額、2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費1301万7000円は前年度同額、2目高額医療合算介護サービス等費200万円は40万円の減、45ページの3項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費2513万7000円は88万3000円の減です。

3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費113万8000円は87万円の減、47ページの2目介護予防・生活支援サービス事業費1120万4000円は1万4000円の減、介護予防・生活支援サービス事業に要する経費の12節委託料の配食サービス事業委託料577万8000円外、2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費2379万4000円は449万円の増、包括的支援事業に要する経費で、地域包括支援センター職員3名分の人件費外、49ページの2目任意事業費611万2000円は11万2000円の減、任意事業に要する経費では、51ページの12節委託料の配食サービス事業委託料577万8000円外です。

4款基金費1項介護保険基金費1目介護保険給付費準備基金費2万2000円は1万1000円の増です。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金5万円は前年度同額です。

6款1項1目予備費50万円は前年度同額です。

歳出合計は5億1045万4000円で、前年度と比較して375万6000の増となります。

53ページから57ページの給与費明細書については説明を省略させていただき、次に歳入のご説明を申し上げます。

35ページをお開きください。

歳入1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料1億988万2000円は194万1000円の増、現年度分第1号被保険者保険料1億981万7000円は歳出2款保険給付費及び3款地域支援事業費の法定負担額を計上、前年度滞納繰越分6万5000円は滞納分で収納率20%を見込み計上しております。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金7839万4000円は42万1000円の減で、歳出2款保険給付費の法定負担額を計上、2項国庫補助金1目調整交付金2304万6000円は16万4000円の減で、歳出2款保険給付費の法定負担額を計上、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）308万5000円は22万1000円の減で、歳出3款1項の介護予防事業費の法定負担額を計上、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）1151万3000円は168万5000円の増で、歳出3款2項の包括的支援事業・任意事業費の法

定負担額を計上、4目保険者機能強化推進交付金35万2000円は20万8000の減で前年度実績額を計上、5目介護保険保険者努力支援交付金68万2000円は7万8000円の減で、前年度の実績額を計上しております。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金7140万7000円は64万5000円の減で法定負担額を計上、2項道負担金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）154万2000円は11万1000の減で法定負担額を計上、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）575万6000円は84万2000円の増で法定負担額を計上しております。

4款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金1万1000円は1万円の増で、介護保険給付費準備基金利子です。

5款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1億2445万円は88万6000円の減で法定負担額を計上、2目地域支援事業支援交付金333万2000円は23万9000円の減で法定負担額を計上しております。

37ページの6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金5761万6000円は41万円の減で法定負担額を計上、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）154万2000円は11万1000円の減で法定負担額を計上、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）575万6000円は84万2000円の増で法定負担額を計上、4目その他繰入金670万7000円は353万2000円の増で、事務費繰入金は歳出の1款総務費など補助対象外分を計上、5目低所得者保険料軽減繰入金537万5000円は160万2000円の減で低所得者の保険料軽減分を計上しております。

7款1項1目繰越金から8款諸収入1項延滞金及び過料2項雑入までにつきましては、いずれも前年度同額で科目設定です。

歳入合計は5億1045万4000円で、前年度と比較して375万6000円の増となります。

以上、議案第38号の補足説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第38号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 46ページの介護予防事業に要する経費の委託料についてです。

介護予防事業委託料の15万4000円の委託先と予防事業の内容について伺いたいと思います。

次に、48ページの介護予防・生活支援サービス事業に要する経費の配食サービス事業委託料557万8000円の事業の内容についてもお説明願います。

次に、50ページの包括的支援事業に要する経費の使用料及び賃借料の貸出用品借上料

ということで82万円の皆増となっていますが、この内容について伺っておきたいと思えます。

次に、歳入の介護保険料の関係です。

この算定について、標準給付見込額、地域支援事業費見込額を基に、第1号被保険者負担割合23%に応じ、過去の実績における収入率を勘案した保険料総額を算定するとなっています。第9期、令和6年度から令和8年度の分と聞いておりますが、第5段階では年額で6万2400円、月額5200円ということではよろしいのかどうか、確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） まず、46ページの委託料15万4000円の内容についてご説明を申し上げます。

前年度から、介護予防教室ハツラツ倶楽部わっはっは、ほのぼのくらぶでは、それぞれの高齢者、対象者に沿ったプログラムを提供しております。これは介護予防に限ったものです。その教室や行事で使う機械を第一興商から借り、また、講師も同時に派遣していただいております。第一興商が持っているプログラムがあり、講師として来てもらい、それぞれの対象の教室に基づいてやっておりますが、その分の委託先となります。

なお、内容は今言ったとおりで、3種の行事で使っております。

次に、48ページの配食サービスの関係です。

昨年の決算審査特別委員会でも質疑があり、答弁をさせていただいた経過がありますが、現在、地域活動支援センターに食事の調理をしていただいて、社協に配達をしていただいております。双方に委託料をお支払いしております。

内訳ですが、栄養士の給料、調理員の給与費と共済費等が主な算定の内容となっております。また、配送についても同じで、配送に当たる人件費の負担分を予算計上させていただいております。

次に、50ページの82万円の貸出用品借上料についてご説明申し上げます。

新年度は、認知症対策として、認知症に関わるフィルムをお借りし、町民向けの上映をする予定となっております。今、認知症の対象者が町内でも非常に増えております。そこで、認知症本人ではなく、認知症の方を見守る家族を対象に、まずは認知症というものを深く町民に理解していただくことにつながる映画の上映を行います。そのフィルムの貸出しに伴って10万4500円、1回分を考えております。

また、認知症のセルフチェッカーというものを借上げます。簡易に認知症の検査ができる備品がありまして、新年度からはそれを導入します。既に認知症の方は使うことはできないのですが、高齢になって認知症のおそれがある方や興味のある方に使っていただこうと考えております。例えば、特定健診時にそういったコーナーを設けるなど、様々なイベントで使っていきたいと思っております。

そういったものを合わせまして、全体で82万円を予算計上しております。

次に、介護保険料の関係です。

議員のおっしゃるとおり、介護保険料は令和 6 年度から令和 8 年度の保険料率は変わりません。議員が言われたとおり、中間の第 5 段階で年間 6 万 2 4 0 0 円の月額 5 2 0 0 円ということで、新年度から介護保険料の改定に伴う委託を 2 年かけてやります。今回はアンケート調査をやって、次は保険料率を決定したいと考えております。

保険料率については現在の介護給付の状況や被保険者数の数の推移を見ながら最終的に決めていきますが、今、基金の関係もありますので、なるべく保険料を上げないように思っております。また、現在、介護保険の給付が減っている実態があります。そういったことも踏まえ、介護保険料をなるべく抑え、これは現役世代もそうですけれども、介護保険料をなるべく抑制し、介護保険料の料率を決めたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第 3 8 号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 9 号 令和 7 年度浜中診療所特別会計予算

○議長（落合俊雄君） 日程第 6、議案第 3 9 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第 3 9 号令和 7 年度浜中診療所特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3 5 3 6 万 9 0 0 0 円に定め、前年度当初より約 9. 9 %、3 0 2 3 万 3 0 0 0 円の増額となっております。

予算の内容を申し上げます。

歳出につきましては、1 款総務費は浜中診療所管理に要する経費で光熱水費及び施設管理清掃委託料など 2 3 1 8 万 9 0 0 0 円、浜中診療所運営に要する経費で医師、看護師等職員の人件費及び派遣医師への医師謝金など 2 億 6 4 2 5 万 9 0 0 0 円、2 款医業費は、

医業に要する経費で医薬材料費及び臨床検査委託料など2801万9000円、入院患者等寝具に要する経費で消耗品費及び寝具借上料131万4000円、入院患者等給食に要する経費で消耗品費及び賄材料費など437万2000円、3款公債費は地方債償還元金1339万2000円、地方債償還利子62万4000円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1款診療収入は、入院収入で3288万円、外来収入5835万8000円、その他の診療収入348万円で9471万8000円、2款使用料及び手数料は予防接種料などで1848万2000円、3款繰入金は、収支の均衡を図るため、一般会計繰入金で2億1477万3000円、6款町債は過疎地域持続的発展特別事業債で640万円を計上しております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては浜中診療所事務長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 予算書の58ページをお開きください。

初めに、議案番号を39と、提出日を5日と記入願います。

議案第39号令和7年度浜中診療所特別会計予算について補足説明を申し上げます。

令和7年度浜中診療所特別会計の予算は、第1条歳入歳出予算の総額は3億3536万9000円に定めようとするもの、第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものとしております。

第2条では地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為によるものとし、第3条では地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表地方債によるものとしております。

59ページ、60ページの第1表歳入歳出予算は説明を省略させていただきます。

61ページの第2表債務負担行為では、浜中町公共施設照明LED化事業、期間を令和8年度から令和17年度までとし、限度額を1050万円とするものとしております。

第3表地方債、62ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただき、説明の便宜上、67ページ歳出よりご説明を申し上げます。

歳出1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億8744万8000円は前年度比2190万4000円の増、68ページの浜中診療所管理に要する経費2318万9000円は前年度比11万5000円の減、10節需用費は消耗品費や燃料費など1410万3000円、修繕料88万6000円は診療所内装補修及び火災誘導設備補修に係るもの、12節委託料は施設管理清掃委託料など784万9000円、浜中診療所運営に要する経費2億6425万9000円は前年度比2201万9000円の増、1節報酬は会計年度任用職員報酬として事務職員等10名分で2092万2000円、2節給与は、医師2名、一般職16名、再任用1名のほか、会計年度フルタイムの看護補助員4名分で1億165万3000円、3節職員手当等は、医師、一般職、再任用及び会計年度フルタイム職員各

種手当のほか、パートタイム職員の期末勤勉手当など7802万4000円、72ページの10節需用費は消耗品費や燃料費など65万7000円、13節使用料及び賃借料は事務用機器借上料やシステム使用料など756万5000円、18節負担金、補助及び交付金は退職手当組合負担金など724万9000円です。

75ページの2款1項1目医業費2801万9000円は782万9000円の増、76ページの10節需用費は消耗品費や印刷製本費など2167万8000円、12節委託料は機器等保守管理や感染性廃棄物処理など605万2000円、17節備品購入費、医療機器購入27万1000円は壁かけ式吸引機の購入、75ページの2目寝具費131万4000円は入院患者等寝具に要する経費で前年度同額、3目給食費437万2000円は入院患者等給食に要する経費で88万円の増、78ページの17節備品購入費、施設用備品購入90万円は入院患者栄養管理システム及び厨房食器等消毒保管機の更新に係るものです。

77ページの3款1項公債費1目元金1339万2000円は16万9000円の増、2目利子62万4000円は54万9000円の減です。

4款1項1目予備費20万円は科目設定となります。

歳出合計3億3536万9000円で、前年度比3023万3000円の増となります。

79ページから84ページの給与費明細書、85ページ、86ページの債務負担行為の支出予定等に関する調書、87ページの地方債の残高見込みに関する調書は説明を省略させていただきます。

歳入の63ページにお戻りください。

歳入1款診療収入1項入院収入1目国民健康保険診療報酬収入275万円は前年度同額、2目社会保険診療報酬収入66万円は11万円の増、3目後期高齢者診療報酬収入2600万円は前年度同額、4目一部負担金収入321万円は13万2000円の増、5目その他診療報酬収入26万円は5000円の増、2項外来収入1目国民健康保険診療報酬収入1366万5000円は前年度同額、2目社会保険診療報酬収入1100万円は118万2000円の増、3目後期高齢者診療報酬収入2250万円は161万7000円の増、4目一部負担金収入1089万3000円は30万の増、5目その他診療報酬30万円は前年度同額、3項その他の診療収入1目諸検査等収入348万円は15万7000円の減です。

2款使用料及び手数料1項1目使用料1735万6000円は561万4000円の増、65ページの2項1目手数料112万6000円は2万5000円の増です。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金2億1477万3000円は2142万3000円の増です。

4款1項1目繰越金1万円は科目設定です。

5款諸収入1項1目雑入98万6000円は1万8000円の減です。

6款1項町債1目総務債640万円は前年度同額です。

歳入合計３億３５３６万９０００円で、３０２３万３０００円の増となります。

以上、補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第３９号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

５番川村義春議員。

○５番（川村義春君） ７６ページの医業に要する経費のうち、医薬材料費で２１５９万７０００円についてです。

対前年対度比６４８万８０００円増の要因について伺っておきます。

次に、７８ページの備品購入費、施設用備品購入９０万円について、説明があったのですが、再度ゆっくり説明してください。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ７６ページの医業に要する経費のうち、１０節需用費、医薬材料費についてご回答を申し上げます。

主立った内容ですが、前年度から増額となっているのは新型コロナウイルスワクチンの購入費３１０万円程度です。また、带状疱疹ワクチンで、４５０万円程度の購入となっております。そして、感染対策防護服など、医療材料的なものも少々増えております。

次に、７８ページの備品購入費についてですが、早口で申し訳ありませんでした。

まず、入院患者の栄養管理システムですが、診療所にいる管理栄養士が入院患者の給食、調理に関するカロリーや栄養価を計算するシステムですが、ウインドウズ１０のシステム停止に伴って、新たなシステムがつくられたため、令和７年度に導入したいと考えております。

また、厨房の食器等消毒保管機で、診療所開設の令和４年度から使用しているもので、調理員が食器を洗った後に保管機に入れるものです。温風が出て食器を乾燥させ、また、温度が高いものですから消毒も同時に行えるのですが、先日、乾燥機の風を送るファンのベアリング等が壊れまして、業者に確認してもらいました。応急的な処置はしていただき、現在使えているのですけれども、もう交換するような部品がないということで、令和７年度に更新させていただきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第３９号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第３９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 令和7年度浜中町水道事業会計予算

○議長(落合俊雄君) 日程第7、議案第40号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第40号令和7年度浜中町水道事業会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

予算第3条収益的収入及び支出の予算総額は、収入支出それぞれ2億1873万7000円としております。

収益的収入では、1款水道事業収益1項営業収益は給水収益など1億4412万6000円、2項営業外収益は、他会計補助金、長期前受金戻入益など、7461万1000円を計上しております。

収益的支出では、1款水道事業費用1項営業費用2億106万5000円は施設維持管理費用と人件費など、2項営業外費用1467万2000円は企業債利息と消費税及び地方消費税など、3項予備費は300万円を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出ですが、資本的収入では、1款資本的収入1項企業債は、配水施設耐震化事業に伴う企業債として2459万2000円、2項補助金は502万7000円、3項工事負担金は479万3000円を計上、資本的支出では、1款資本的支出1項建設改良費は水道メーター器更新工事、霧多布配水支管耐震化更新工事実施設計委託業務、防災・安全交付金事業に係る費用便益化算出委託業務などで4617万9000円、2項企業債償還金は4307万9000円の計上となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5484万6000円は消費税及び地方消費税資本的調整額2000万円及び過年度分損益勘定留保資金3484万6000円で補填するものとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては上下水道課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) 上下水道課長。

○上下水道課長(南秀幸君) 予算書の88ページをお開きください。

議案番号を45と、89ページの提出日を5日と記入してください。

令和7年度浜中町水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

第1条では、令和7年度浜中町の水道事業会計の予算は次に定めるところによるとして

おります。

第2条は、業務の予定量であり、給水戸数2160戸、年間給水量50万立米、1日平均給水量1370立米で、主な建設改良事業は予算説明資料で後ほど説明させていただきます。

第3条では収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入第1款水道事業収益2億1873万7000円、第1項営業収益1億4412万6000円、第2項営業外収益7461万2000円、支出第1款水道事業費用2億1873万7000円、第1項営業費用2億106万5000円、第2項営業外費用1467万2000円、第3項予備費300万円を計上しております。

第4条では資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5484万6000円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額2000万円及び過年度分損益勘定留保資金3484万6000円で補填するものとし、収入第1款資本的収入3441万2000円、第1項企業債2459万2000円、第2項補助金502万7000円、第3項工事負担金479万3000円、支出第1款資本的支出8925万8000円、第1項建設改良費4617万9000円、第2項企業債償還金4307万9000円を計上しております。

次に、89ページをお開きください。

第5条では、災害時における指定避難所など、重要給水施設への給水を目的として実施している配水施設耐震化事業として、霧多布配水支管耐震化更新工事の実施設計委託業務、また、この耐震化事業が採択されている防災・安全交付金事業に係る費用便益化算出委託業務の二つの事業における企業債の限度額を総額2459万2000円に定めようとするものであります。

第6条では一時借入金限度額を2459万2000円に定め、第7条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費4452万7000円、第8条では他会計からの補助金、一般会計及び下水道事業からの補助を受ける金額を6369万8000円とし、第9条ではたな卸資産購入限度額を2000万円に定めようとするものであります。

次に、91ページをお開きください。

令和7年度予算実施計画の内訳につきましては104ページ以降の予算説明資料で説明させていただきますので、省略させていただきます。

93ページをお開きください。

令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

1の業務活動によるキャッシュ・フロー合計は7269万3000円の増加、2の投資活動によるキャッシュ・フロー合計は3635万9000円の減少、3の財務活動によるキャッシュ・フローの合計は1848万7000円の減少、全てのキャッシュ・フローの合計で1784万7000円の増加となり、令和7年度資金期首残高2億1764万40

00円と合わせ、令和7年度資金期末残高は2億3549万1000円となる見込みです。

次の94ページから98ページの給与費明細書については支給基準が一般会計職員と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

ページを飛びまして、101ページをお開きください。

令和6年度予定損益計算書について説明いたします。

こちらは、令和6年度決算見込みの数値です。

営業収益では、給水収益とその他の営業収益の合計は1億3224万7000円、営業費用の合計は1億7000万2000円となり、営業の収支は3775万5000円の損失となります。

営業外収益の合計は5232万2000円、営業外費用の合計は1240万8000円となり、営業外の収支は3991万4000円の利益となります。

この結果、令和6年度の収支については、営業収支と営業外収支を合わせました182万4000円が当年度純利益の予定額となり、当年度未処分利益剰余金も同額の182万4000円となる見込みでございます。

次の102ページをご覧ください。

令和6年度予定貸借対照表について説明いたします。

こちらにも令和6年度決算見込みの数字です。

資産の部では、固定資産、有形固定資産の合計は18億8564万3000円、無形固定資産は141万円で、固定資産の合計は18億8705万3000円、流動資産合計は2億3754万4000円で、資産合計は21億2459万7000円となります。

次に、103ページです。

負債の部では、固定負債合計13億4402万4000円、流動負債合計が7172万7000円、繰延収益合計は2億9255万6000円で、負債合計は17億830万7000円、資本の部では、資本金合計3億4548万5000円、剰余金合計7080万5000円で、資本合計は4億1629万円、負債資本合計は21億2459万7000円となり、資産合計と同額となります。

ページを戻りまして、99ページをお開きください。

令和7年度予定貸借対照表について説明いたします。

こちらは、令和7年度決算見込みの数値です。

資産の部では、固定資産、有形固定資産の合計は18億4824万6000円、無形固定資産は141万円で、固定資産の合計は18億4965万6000円、流動資産合計は2億3659万1000円で、資産合計は20億8624万7000円となります。

次に、100ページをご覧ください。

負債の部では、固定負債合計13億1942万7000円、流動負債合計が5004万6000円、繰延収益合計は3億88万8000円で、負債合計は16億7036万1000円、資本の部では、資本金合計3億4548万5000円、剰余金合計7040万1

０００円で、資本合計は４億１５８８万６０００円、負債資本合計は２０億８６２４万７０００円となり、資産合計と同額となります。

続いて、１０４ページをお開きください。

令和７年度予算説明資料について説明いたします。

目、節については簡略化して説明させていただきます。

収益的収入第１款水道事業収益２億１８７３万７０００円は２５７３万８０００円の増、１項営業収益１億４４１２万６０００円は、１目給水収益として２７７万１０００円の増で、特殊営業用使用料の増収を見込むものです。

２項営業外収益７４６１万１０００円は２３００万３０００円の増、２目他会計補助金６３６９万８０００円は２２７５万５０００円の増です。

次に、１０５ページです。

収益的支出第１款水道事業費用２億１８７３万７０００万円は２５７３万８０００円の増、１項営業費用２億１０６万５０００円は２８９７万４０００円の増、１目浄水及び配水費５４３６万７０００円は３３３万６０００円の減、主な費用としまして、通信運搬費１５６万円は水道事業区域の中央監視用の専用回線使用料、委託料３６８万２０００円は各施設設備の点検委託料を計上、修繕費３５３万７０００円は水道事業区域で突発的に発生する設備故障、漏水に対応する修繕費として３００万円、茶内配水池ＵＰＳバッテリー交換修理で２６万７０００円、公用車の修理等で２７万円を計上、動力費３６０万円は水道事業区域の配水池及びポンプ場の動力費を計上、使用料５０万８０００円は主に管路台帳システム使用料によるもの、負担金３９３２万３０００円は地域水道運営負担金３５万２０００円、かんがい排水事業運営負担金３８９７万１０００円で、併用施設経費のうち、水道事業に係る経費を一般会計へ支出するため、負担金として計上させていただいたものであり、負担金の算出根拠といたしましては農業用水道事業、水道事業の令和５年度決算値の供給割合にさせていただきました。

次に、１０６ページをお開きください。

２目総係費６７３２万円は１１８５万１０００円の増、給料２１４２万円は２４０９万５０００円の減、手当１０７７万９０００円は５５万６０００円の減、法定福利費８９２万円は３８万５０００円の減、委託料１９００万８０００円は１４９７万１０００円の増で、内訳としましては、水道料金徴収委託料４０９万２０００円、水道事業会計消費税確定申告業務等委託料３４万１０００円、水道ビジョン及び経営戦略改定版策定委託業務は、総務省が公営企業のさらなる経営改革の推進を要請しており、当事業の経営戦略は令和７年度中の改定が必要なことから、策定委託業務費として１４５７万５０００円を計上するもの、賃借料６８万円は４０万７０００円の減で、主に検針用のハンディー機器借上料減によるもの、負担金１１５万７０００円は９３万６０００の増で、主に道自治体情報システム協議会負担金増によるもので、e L－Q R対応の納入通知を作成するためのシステム改修費用を計上、賞与引当金繰入額２８４万８０００円は２６万７０００円の減で、実績

に伴い、令和8年度6月賞与に引き当てるものです。

次に、107ページです。

3目減価償却費6657万7000円は877万円の増で、構築物が大きく795万8000円の増となっております。

4目資産減耗費1280万1000円は1168万9000円の増で、令和6年度完成の霧多布配水本管の更新により、旧本管を撤去することから大きな減耗費用となっております。

2項営業外費用1467万2000円は323万6000円の減、1目支払利息及び企業債取扱諸費1306万7000円は101万4000円の減で、主に一時借入金利息161万5000円の減、2目消費税及び地方消費税200万円の減は建設改良費減による見込額で計上となります。

次に、108ページです。

資本的収入第1款資本的収入3441万2000円は3億5385万5000円の減、1項1目企業債2459万2000円は2億9180万8000円の減で、予算第5条で説明のとおり、事業の財源として起債を予定しているもので、建設改良費の財源の一部です。

2項1目補助金502万7000円は6258万1000円の減、令和7年度事業として霧多布配水支管耐震化更新工事実績設計委託業務2010万8000円の4分の1補助で防災・安全交付金の予定額です。

3項1目工事負担金479万3000円は53万4000円の増で、水道メーター器更新工事に伴う下水道事業負担金増によるものです。

資本的支出第1款資本的支出8925万8000円は3億5631万4000円の減、1項建設改良費4617万9000円は3億6190万7000円の減、1目メーター費1647万9000円は3万7000円の減、2目配水施設費2970万円は3億5440万1000の減で、今年度は霧多布配水支管耐震化更新工事実施設計委託業務を計上、霧多布大橋、霧多布市街側を起点として、道道霧多布岬線から火防線、診療所付近までの延長1074メートルの既設管を耐震管に更新する設計内容です。

2項1目企業債償還金4307万9000円は559万3000円の増となります。

今後の企業債償還計画につきましては議案関係資料21をご参照ください。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから議案第40号の質疑を行います。

収支一括で行います。

5 番川村義春議員。

○5番（川村義春君） それでは、質問をさせていただきます。

104ページの収益的収入の給水収益についてです。

水道使用料の中で特殊営業用が20件、2872万8000円とあるのですが、特殊営業用というのはどういう使われ方といいますか、企業なのか何なのか、その内容についてお答えをいただきたいと思います。

次に、106ページの収益的支出の2目総係費の13節委託料についてです。

水道ビジョン及び経営戦略改定版策定委託業務1457万5000円の皆増となっておりますが、この委託内容についてお知らせをいただきたいと思います。

次に、107ページの4目資産減耗費の固定資産除却費1280万1000円についてです。

構築物除却費と機械及び装置除却費がありますが、どういうものなのか、どういうものを除却するのか、お知らせください。

次に、108ページの資本的支出の建設改良費についてです。

2目配水施設費の委託料2970万円で、一つ目の霧多布配水支管耐震化更新工事実施設計委託業務2010万8000円は皆増で、その下の防災・安全交付金事業に係る費用便益化算出委託業務959万2000円ですが、この内容についてお知らせください。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） それでは初めに、104ページの給水収益の特殊営業用のご説明をいたします。

特殊営業用ですが、いろいろな業種があり、全体で20業ぐらいありますので、全ては申さず、一般的な業種を申し上げますと、洗濯業、清涼飲料業、水産加工業、乳業、畜産加工業などが特殊営業用となります。

次に、106ページの委託料の水道ビジョン及び経営戦略改定版策定委託業務の内容についてご説明を申し上げます。

まず、水道事業として、平成29年度に平成30年度から10年間を計画期間とする経営戦略自体を既に策定しております。ただ、令和4年度になりますけれども、1月24日総務省の通達によりまして、令和7年度までに経営戦略の改定の要請がありました。そこで、今回、委託業務を計上させていただいております。

どうして改定しなければならないかですが、公営企業のさらなる経営改革の推進、抜本的な改革の推進を要請しておりまして、四つの取組が提唱されております。人口減少を加味した料金収入の的確な反映、減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映、物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向などによる的確な反映、この三つの取組を反映し、収支を維持する上で必要な経営改革の検討を踏まえ、改定を実施する必要があるといったことが提唱されております。

なお、この業務委託の期間は令和7年の5月から11月までとしております。

また、水道ビジョンというのは全体の計画なりまして、経営戦略の基になるものです。現水道ビジョンは令和19年度までを計画期間として策定しておりますが、今後の施設の更新計画の見直しも踏まえ、水道ビジョンを見直し、策定しようといった考えでおります。

次に、107ページの資産減耗費、固定資産除却費についてです。

構築物の除却費1193万5000円の内容についてです。先ほど補足説明でもご説明させていただきましたとおり、今年度に霧多布配水本管の耐震化更新工事を実施しましたが、もともと入っておりました既設管の撤去が今回必要になっておりますので、その工事費として計上させていただいております。

そして、機械及び装置の除却費ですが、毎年、メーター器の更新をしており、そのメーター器の除却費になります。

次に、108ページの資本的支出の1項建設改良費2目配水施設費の委託料の二つの委託業務のご説明をいたします。

まず、霧多布配水支管耐震化更新工事实施設計委託業務の内容です。

設計箇所は、霧多布配水地から避難所等の重要給水施設への配水ルートを耐震管に更新し、災害時でも水道水を供給できるようにすることを目的とし、今回、霧多布大橋手前から浜中診療所付近までの配水管を耐震化更新する工事の実施設計で、業務期間は令和7年5月から12月までを予定しております。

業務内容としては、更新計画に基づいて非耐震管である既設管、管種はダクタイル鋳鉄管ですけれども、A形といった古い管種、そして、塩化ビニール管が入っております。口径が200ミリから150ミリ、延長が1074.3メートルで、これらの管を全て耐震管である配水用ポリエチレン管に更新する設計です。

工事内容ですが、断水を生じさせない不断水工法を採用し、工事をするといった設計です。

次に、防災・安全交付金事業に係る費用便益化算出委託業務の内容です。

まず、費用便益比といった聞き慣れない言葉ですので、費用便益比とは何かからご説明させていただきます。

費用便益比は、当事業が公共事業として進める水道施設の耐震化事業の実施に要する費用、建設費や維持管理費等に対し、その事業の実施によって社会的に得られる便益、水道施設更新や耐震化による効果、事故、災害で受ける被害の減少による人的、物的損失の減少、環境の質の改善の大きさがどのくらいあるかを見るもので、その分析を数値化したものとなります。その公共事業の実施が社会的に望ましいかどうかを判断する際、費用便益比を用います。事業をめぐる社会情勢、事業の進捗状況、新技術の活用、コスト縮減及び代替案の立案の可能性などを踏まえ、費用対効果を分析するものでして、公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針、水道事業の費用対効果分析マニュアルなどを基準として算出するものとされております。その基準によって算出された値をB/Cと言いますが、その値が1.0以上の事業が公共事業の実施に値するものとされております。

今回、費用便益比の算出が必要となった理由ですけれども、本町が進める水道施設の耐震化事業は、当初は厚労省所管の生活基盤施設耐震化等交付金の事業でした。しかし、令和6年度より、国交省の所管となる社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金の事業に切り替わりまして、社会資本整備総合交付金の交付要綱において、事業計画期間における総事業費の合計が10億円以上の事業については費用便益比算出の対象の事業となるとありました。

本町では配水池の耐震化事業と配水管の更新事業の二つの事業をしておりますが、配水池の耐震化事業が10億円を超えるということで、その事業が対象になります。そういったことから、今回、業務実績のあるコンサルにより算出する必要が出てきまして、今回、959万2000円を計上させていただきました。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 104ページのこととはほぼ理解したのですが、供給先で大きな企業があれば教えていただきたいと思います。

次に、106ページの水道ビジョン及び経営戦略の改定委託業務です。

既に平成30年から10年間の計画は策定済みとのことですが、総務省から令和7年度までに改定し、公営企業のさらなる経営の改善、経営改革を求める意味での戦略をつくってもらいという要請があったということですね。令和7年5月から11月までに策定すると理解しましたが、それでよろしいかどうか、確認の意味でお答えをいただきたいと思います。

次に、107ページの資産減耗費、構築物除却費についてですが、霧多布配水管の旧配管の除却ということで押さえておきます。また、機械及び装置除却費についてもメーター器の分だと理解させていただきました。

次に、108ページの霧多布配水支管耐震化更新工事実施設計についてです。

工期は5月から12月とのことでした。そして、霧多布大橋手前から市街地の診療所前までの管路について、1年間で更新するというので押さえておきたいと思います。違いがあれば、お知らせをいただきたいと思います。

次に、その下の防災・安全交付金事業に係る費用便益化算出委託業務の費用便益化についてです。

公共事業の実施が望ましいのかどうかを判断する方法だということでした。費用対効果を算出し、この事業が本当に適正なのかどうかを判断する、厚労省から国交省に所管が移ったので、その補助の対象になるかならないかを判断するための費用だということでした。これは全額企業債の対象になるということで押さえてよろしいですか。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） まず、給水収益の特殊営業用の主な供給先についてです。

まず、乳業について説明させていただきましたけれども、タカナシ乳業がほぼ占めております。新年度もタカナシ乳業の使用料が増大する見込みで、473万8000円の増を見

込んでいるところです。

次に、１０６ページの水道ビジョンと経営戦略のお話ですけれども、議員のおっしゃるとおりです。

次に、１０７ページの除却費に関しても議員のおっしゃるとおりです。

次に、費用便益比の関係ですけれども、こちらは国庫補助等がございませんので、１００％、企業債を財源として業務委託をかけようかと思っております。

○議長（落合俊雄君） ５番川村義春議員。

○５番（川村義春君） １点だけです。

１０４ページはタカナシ乳業が大きな要因だと聞きました。４７３万８０００円が増えているわけですけれども、急増するというのは事業で使うということで急増するのでしょうか、その内容は把握していますか。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） 給水収益、特殊営業用の関係でお答えいたします。

タカナシ乳業からは供給量を増やしてほしいといったことで相談を常に受けております。生産量は毎年上がってきていると思いますが、恐らく今後も徐々に上がってくるのではないかと推測しております。私どもしてもできる限り多くの水道水を供給できるようにと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第４０号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第４０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

日程第８ 議案第４１号 令和７年度浜中町下水道事業会計予算

○議長（落合俊雄君） 日程第８、議案第４１号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第４１号令和７年度浜中町下水道事業会計予算について、提

案の理由をご説明申し上げます。

予算第3条収益的収入及び支出の予算総額は、収入支出それぞれ4億257万6000円としております。

収益的収入では、1款下水道事業収益1項営業収益は使用料など6137万3000円、2項営業外収益は他会計補助金長期前受金戻入益など3億4120万3000円を計上しております。

収益的支出では、1款下水道事業費用1項営業費用3億7832万7000円は施設維持管理費用と人件費など、2項営業外費用2374万9000円は企業債利息と消費税及び地方消費税など、3項予備費は50万円を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出ですが、資本的収入では、1款資本的収入1項企業債は霧多布クリーンセンタースtockマネジメント事業改築工事、漁業集落排水施設機能保全工事及び資本費平準化に伴う下水道事業債として1億826万円、2項国庫補助金は3490万円、3項受益者分担金は52万5000円を計上しております。

資本的支出では、1款資本的支出1項建設改良費は、霧多布クリーンセンタースtockマネジメント事業改築工事、漁業集落排水施設機能保全工事及び浜中町下水道stockマネジメント修繕改築計画、管路調査委託等で8689万3000円、2項企業債償還金は1億6303万1000円の計上となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億623万9000円は、過年度分損益勘定留保資金4458万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額790万2000円、企業債130万円、当年度分損益勘定留保資金5245万7000円で補填するものとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては上下水道課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） 予算書の109ページをお開きください。

議案番号を41と、111ページの提出日を5日と記入してください。

それでは、令和7年度浜中町水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

第1条では、令和7年度浜中町の水道事業会計の予算は次に定めるところによるとしております。

第2条は、業務の予定量であります。

1の特定環境保全公共下水道の接続戸数912戸、年間処理水量19万立米、1日平均処理水量520立米、2の農業集落排水事業の接続数514戸、年間処理水量8万立米、1日平均処理水量219立米、3の漁業集落排水事業の接続戸数133戸、年間処理水量3万立米、1日平均処理水量82立米で、各事業の主な建設改良事業は予算説明書で後ほど説明させていただきます。

第3条では収益的収入及び支出の予定額を定めており、営業費用中、負担金133万7

０００円の財源に充てるため、企業債１３０万円を借り入れるものとし、収入第１款下水道事業収益４億２５７万６０００円、第１項営業収益６１３７万３０００円、第２項営業外収益３億４１２０万３０００円、支出第１款下水道事業費用４億２５７万６０００円、第１項営業費用３億７８３２万７０００円、第２項営業外費用２３７４万９０００円、第３項予備費５０万円を計上しております。

次に、１１０ページをお開きください。

第４条では資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億６２３万９０００円は過年度分損益勘定留保資金４４５８万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額７９０万２０００円、企業債１３０万円、当年度分損益勘定留保資金５２４５万７０００円で補填するものとし、収入第１款資本的収入を１億４３６８万５０００円とし、第１項企業債１億８２６万円、第２項国庫補助金３４９０万円、第３項受益者分担金５２万５０００円を計上、支出第１款資本的支出は２億４９９２万４０００円とし、第１項建設改良費８６８９万３０００円、第２項企業債償還金１億６３０３万１０００円を計上しております。

第５条では、企業債で公営企業会計システムに係る費用に充てるものとして、公営企業会計適用債１３０万円、資本費平準化債として７４３０万円、内訳は特定環境保全公共下水道事業５９３０万円、農業集落排水事業１２４０万円、漁業集落排水事業２６０万円、令和７年度に実施予定であります霧多布クリーンセンターストックマネジメント事業改築工事８１６万円、漁業集落排水事業機能保全工事２５８０万円で、これらの事業における企業債の限度額を総額１億９５６万円に定めようとするものであります。

第６条では一時借入金限度額を５４３６０万円に定め、第７条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費１４２５万６０００円を計上するものです。

次に、１１１ページです。

第８条では、他会計からの補助金、一般会計からの補助を受ける金額は２億１７７６万４０００円に定めようとするものであります。

次に、１１３ページをお開きください。

令和７年度予算実施計画の内訳につきましては１２６ページ以降の予算説明書で説明させていただきますので、省略させていただきます。

１１５ページをお開きください。

令和７年度予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

１の業務活動によるキャッシュ・フロー合計は１億６６０万円の増加、２の投資活動によるキャッシュ・フロー合計は５１４６万８０００円の減少、３の財務活動によるキャッシュ・フロー合計は５３４７万１０００円の減少、全てのキャッシュ・フロー合計で１億６万１０００の増加となり、令和７年度資金期首残高４０７１万３０００円と合わせ、令和７年度資金期末残高は４２３７万４０００円となる見込みです。

次の１１６ページから１２０ページの諸給与費明細書については支給基準が一般会計職員と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

ページを飛びまして、１２３ページをお開きください。

令和６年度予定損益計算書について説明いたします。

こちらは、令和６年度決算見込みの数値です。

営業収益の合計は５６４７万９０００円、営業費用の合計は３億５４９５万１０００円となり、営業収支は２億９８４７万２０００円の損失となります。

営業外収益の合計は３億２７６９万１０００円、営業外費用の合計は２３６６万５０００円となり、営業外収支は３億４０２万６０００円の利益となります。

この結果、令和６年度の収支については５５５万４０００円が当年度純利益の予定額となり、未処分利益剰余金は前年度繰越利益剰余金９３７万３０００円を合わせました１４９２万７０００円となる見込みです。

次の１２４ページをお開きください。

令和６年度予定貸借対照表について説明いたします。

こちら、令和６年度決算見込みの数値です。

資産の部では、固定資産、有形固定資産の合計は６４億５６８７万６０００円、無形固定資産は１４万４０００円で、固定資産の合計は６４億５７０２万円、流動資産合計は６７１４万円で、資産合計は６５億２４１６万円となります。

次に、１２５ページです。

負債の部では、固定負債合計１１億７８８９万２０００円、流動負債合計が１億６９１８万６０００円、繰延収益合計は３６億２９１万３０００円で、負債合計は４９億５０９９万１０００円、資本の部では、資本金合計１５億５８２４万２０００円、剰余金合計１４９２万７０００円で、資本合計は１５億７３１６万９０００円、負債資本合計は６５億２４１６万円となり、資産合計と同額となります。

ページを戻りまして、１２１ページをお開きください。

令和７年度予定貸借対照表について説明いたします。

こちらは、令和７年度決算見込みの数値です。

資産の部では、固定資産、有形固定資産の合計は６３億１５４７万５０００円、無形固定資産は１４万４０００円で、固定資産の合計は６３億１５６１万９０００円、流動資産合計は７６１３万３０００円で、資産合計は６３億９１７５万２０００円となります。

次に、１２２ページをお開きください。

負債の部では、固定負債合計１１億２６６７万６０００円、流動負債合計が１億６７９９万３０００円、繰延収益合計は３５億１６２１万９０００円で、負債合計は４８億１０８８万８０００円、資本の部では、資本金合計は１５億５８２４万２０００円、剰余合計は２２６２万２０００円で、資本合計は１０億８０８６万４０００円、負債資本合計は６３億９１７５万２０００円となり、資産合計と同額となります。

続いて、１２６ページをお開きください。

令和７年度予算説明書について説明いたします。

目、節については令和６年度比較で増減の大きなものを説明させていただきます。

収益的収入１款下水道事業収益４億２５７万６０００円は５４１万１０００円の増、１項営業収益１目使用料６１３２万３０００円は７５万円の減、２項営業外収益３億４１２０万３０００円は６１６万１０００円の増、２目他会計補助金２億１７７６万４０００円は１４７２万円の増、３目長期前受金戻入益１億２２１１万９０００円は８６６万８０００円の減で、農業集落排水事業で一部資産の減価償却費が減ったことが減額要因となっております。

４目公営企業会計適用債１３０万円は１０万円の増で、公営企業会計システム保守及び使用料に充てるものとなっております。

次に、１２７ページです。

資本的支出１款下水道事業費用４億２５７万６０００円は５４１万１０００円の増、１項営業費用３億７８３２万７０００円は７３２万７０００円の増、１目管渠費３０７３万１０００円は２６万１０００円の減、主な費用としまして、通信運搬費１２５万８０００円は２１万６０００円の増で、漁業集落排水施設機能保全工事で設置される計測機器の通信費増によるもの、修繕料１２８０万１０００円は１２０万２０００円の減で、主に霧多布マンホールポンプ所汚水ポンプ及び管渠の修繕費を計上、動力費８７７万４０００円は５９万５０００円の増、２目処理場費９５２４万６０００円は７６０万５０００円の増、主な費用としまして、委託料６５１６万円は６７６万７０００円の増で、主にクリーンセンター運転管理委託料の労務単価上昇によるもの、修繕料３５５万１０００円は２４７万２０００円の増で、主に茶内クリーンセンターの計測機器の修繕費を計上、動力費１４９５万８０００円は１７６万７０００円の減、３目総係費３１８５万３０００円は１４８３万７０００円の増、給料７２０万７０００円は３６万８０００円の増、手当３２０万９０００円は４９万９０００円の増となります。

次に、１２８ページをお開きください。

委託料８９３万２０００円は８５９万１０００円の増で、下水道ビジョン及び経営戦略改定版策定支援業務委託によるもの、負担金７１２万７０００円は５３６万１０００円の増で、主に管理職給与及び法定福利費の５０％を負担金として水道事業会計に支出するもの、４目減価償却費２億２０２１万６０００円は１４８８万８０００円の減で、農業集落排水事業の処理場用建物が２６３万５０００円の減、処理場用電気設備が３５８万２０００円の減、ポンプ所用機械設備が１５５万２０００円の減となり、主な減額要因となっております。

次に、１２９ページです。

２項営業外費用２３７４万９０００円は１９１万６０００円の減、１目支払利息及び企業債取扱諸費２１７４万９０００円は１９７万６０００円の減で企業債利子の減によるもの、

2目消費税及び地方消費税200万円は令和7年度分の消費税予定額を計上しております。
次に、130ページです。

資本的収入1款資本的収入1億4368万5000円は1946万5000円の増、1項企業債1目建設改良企業債1億826万円は846万円の増で、予算第5条で説明のとおり、事業の財源として起債を予定しているもので、建設改良費の財源の一部です。

2項1目国庫補助金3490万円は1110万円の増で、社会資本整備総合交付金事業である霧多布クリーンセンタースtockマネジメント事業改築工事及び下水道stockマネジメント修繕改築計画管路調査委託並びに漁村整備事業である漁業集落排水施設機能保全工事の補助金予定額でございます。

次に、131ページです。

資本的支出1款資本的支出2億4992万4000円は3312万8000円の増、1項建設改良費1目下水道事業整備費8666万円は2626万4000円の増、工事請負費7146万円は3476万円の増で、污水管渠工事として、各事業区域の公共ます新規設置工事が920万円、霧多布クリーンセンタースtockマネジメント事業改築工事が1496万円、漁業集落排水施設機能保全工事が4730万円の計上となっております。

委託料1520万円は849万6000円の減で、下水道事業単価策定業務委託料が200万円、下水道stockマネジメント修繕改築計画管路調査が820万円、特定環境保全公共下水道事業計画変更策定が500万円の計上となっております。

1項2目工具・器具及び備品23万3000円は皆増で、受益者分担金システム用のノートパソコンを購入するものとなっております。

2項1目企業債償還金1億6303万1000円は663万1000円の増、今後の企業債償還計画につきましては議案関係書類の資料22を参照してください。

次に、132ページです。

注記表です。

セグメント情報に関する注記です。

こちらのセグメント情報とは、売上げ、損益その他の財務情報を事業の種類別に区分し、開示する情報です。

(1)の報告セグメントの概要としまして、当会計は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の3事業を運営しており、事業区分、事業概要は表のとおりです。

(2)の報告セグメントの営業収益等は、3事業の令和7年度決算見込みの予定損益計算書及び予定貸借対照表の数値を簡略化して報告するものです。3事業を合わせた合計では、営業収益5579万8000円、営業費用3億6625万7000円、営業損失マイナス3億1045万9000円、経常利益769万5000円、資産63億9175万2000円、負債48億1088万8000円、その他の項目で、他会計補助金2億1776万4000円、減価償却費2億2021万6000円、固定資産増加額7899万10

００円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第４１号の質疑を行います。

収支一括で行います。

５番川村義春議員。

○５番（川村義春君） 大変重要な予算がご提案されておりますが、聞かなければ分かりません。担当課長には申し訳ないのですが、伺いますので、お答えをいただきたいと思います。

１２７ページの収益的支出の１目管渠費の修繕料１２８０万１０００円についてです。

前年度より１２０万２０００円の減になっておりますが、説明では霧多布のマンホールなどの修理ということでありました。

最近の社会情勢として、マンホールの下にある水道管なり下水管なりが破裂して大きな事故が起きているということがあって、一般質問でもありました。今回、１２８０万１０００円と、前年度よりは少ないですけれども、こうやって予算を毎年度計上することは大事なことかなと思っております。

その上で、マンホールの個数について説明をいただきたいと思います。

次に、２目処理場費の修繕料３５５万１０００円についてです。

クリーンセンター修繕料ということで、２４７万２０００円の増です。説明では茶内というふうに聞こえたのですけれども、どこの場所なのか、どういう内容なのか、お知らせをいただきたいと思います。

次に、１２８ページの３目総係費の委託料８５９万１０００円の皆増についてです。

これは水道会計の委託料と同じ内容ですか。同じ内容であれば結構ですが、それだけ聞かせてください。

次に、１３１ページの資本的支出の下水道事業整備費の工事請負費の霧多布クリーンセンターストックマネジメント事業改築工事１４９６万円の皆増についてです。

事業調によりますと更新工事という説明だけだったので、もうちょっと詳しく説明をいただきたいです。

次に、漁業集落排水施設機能保全工事４７３０万円についてです。

前年度もありまして、１９８０万円の増ということですが、事業調でいきますと施設の更新工事という内容でした。これについてももう少し詳しい内容についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） ご質問にお答えします。

１２７ページの営業費用の管渠費の修繕料１２０８万１０００円の内訳をご説明いたします。

まず、マンホールの個数ですけれども、全体で言いますと、本線のマンホールと公共ま

す全てを含めて3180個あります。そのうち、今回の修繕については、見込みになってきますが、まず、汚水ますの高さ調整ということで、特定環境、いわゆる特環で206万8000円、農業集落排水事業の区域でも同様の206万8000円、漁業集落排水事業の区域で125万4000円の見込み計上としております。

次に、主な修繕の内容ですが、霧多布マンホールポンプ所のポンプ修繕が586万8000円です。また、管路の修繕で、今年度の漏水点検により3か所ほどで少量の漏水が発見されておりますので、3か所の修繕で135万6000円の計上です。そして、漁業集落排水事業の真空弁の修繕を見込みで計上しており、18万7000円となります。

次に、クリーンセンターの修繕料です。

主な修繕内容ですが、溶存酸素計の修繕が大きく、254万1000円、特環の地区で緊急時の修繕見込み計上で50万円、農業集落排水事業で11万円、漁業集落排水で40万円を計上しております。

次に、128ページの総係費の委託料の下水道ビジョン及び経営戦略改定版策定支援業務委託料ですけれども、こちらは水道の予算と同じです。総務省からの通達で、令和7年度中に戦略を改定しなければならず、今回、委託することで計上をさせていただいております。

次に、131ページの資本的支出の建設改良費、下水道事業整備費の工事請負費ですが、霧多布クリーンセンターストックマネジメント事業改築工事の先に内容を説明させていただきます。

令和5年度中に策定しましたストックマネジメント計画に基づいた施設の長寿命化を図るもので、今回、工事を予定しておりまして、工事の内容としては霧多布クリーンセンター管理棟のドアの修繕と汚泥棟のドア、汚泥棟の電動シャッターの更新の3点となります。

工期はまだ確定しておりませんが、早い時期の5月か6月に発注し、12月ぐらいまでの工期としたいと考えております。

次に、漁業集落排水施設機能保全工事の内容です。

令和元年度に策定した機能保全計画で、こちらは令和4年度から令和12年度までの計画期間ですけれども、この計画に基づいて施設の長寿命化を図るものです。令和7年度の工事内容としては、火散布・藻散布地区の真空ユニットの警報装置の更新で、5年度と6年度に継続して更新しておりまして、同じような工事内容となります。

こちら6月までには発注します。こちらは年度内ぎりぎりになるかもしれませんが、年度内中には完了させたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 127ページの管渠費の修繕料についてです。

これは金額で決めているのですね。例えば、霧多布のマンホール568万8000円という金額がありましたけれども、これを算定したときにどここのマンホールということが出なかったのですか。何か所かということをお聞きしたいなと思ったのです。霧多布

地区にはマンホールが何個あって、そのうちの何個を今回見ますといったほうが分かりい
いと思うのです。それができないとすれば結構ですけれども、今後の課題にしていだけ
ればと思います。

次に、その下のクリーンセンターの修繕料については分かりました。

次に、１２８ページの委託料については水道会計の委託料と同じ内容ということで理解
をいたしました。

次に、１３１ページの資本的支出の下水道事業整備費の霧多布クリーンセンターストッ
クマネジメントの関係です。

令和５年度に策定した計画に基づき、管理棟のドア、汚泥棟のドア、シャッターの修理、
それを５月から６月中に発注したいというような内容だったと思いますが、間違いないか
確認をしておきたいと思います。

次に、漁業集落排水の減ですけれども、令和元年度に作成した計画に基づき、令和４年
度から令和１２年度までの計画に基づいて長寿命化を図るもの、散布のクリーンセンター
に関わるものであり、６月中に発注したいとのことでした。ただ、５年度に実施したもの
と同じ内容だというような説明だったような気がします、もう一度、それについてお答
えをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） １２７ページの管渠費の修繕の関係です。

マンホールを修繕する個数ということでした。先ほど金額だけをお伝えしましたので、
見込み計上で何か所かということでお答えしたいと思います。

特環地区で４か所、農業集落排水事業で同じく４か所、漁業集落排水事業で２か所を見
ております。（発言する者あり）霧多布の地区です。特定環境の地区でいったら４か所で
す。農業集落排水が４か所で、漁業が２か所です。

次に、１３１ページの工事請負費の関係です。

霧多布の改築工事の内容ですが、委員のおっしゃるとおりです。

次に、漁業集落排水施設機能保全工事についてです。

こちらは令和５年度と同じということではなく、令和５年度から引き続いて工事をする
ということです。工事内容は同じなのですが、更新する個数などが変わってきました
て、３か年計画で工事を進めるうちの７年度の工事分となります。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第４１号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第４１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第9 閉会中の継続調査の申出について

○議長（落合俊雄君） 日程第9、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和7年第1回浜中町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後 2時04分）